

「なのはなシニア千葉」ホームページ広告掲載取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）が、インターネット上に公開している公式ホームページ「なのはなシニア千葉」（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他県老連会長がホームページに掲載することが不相当と認めるもの

（広告の掲載順位）

第3条 広告の掲載順位は、次のとおりとする。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 県内に事業所、店舗等を有する私企業等に係るもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の私企業等に係るもの
- (4) その他県老連会長が適当と認めるもの

（広告の掲載位置等）

第4条 広告を掲載する位置は、ホームページ上で県老連が指定した位置とし、広告掲載枠は県老連会長が別に定める枠数とする。

（広告の規格）

第5条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 画面左横タイプ 縦100ピクセル 横210ピクセル
- (2) 画面下タイプ 縦90ピクセル 横300ピクセル

(3) 画像形式 J P G、 P N G、 G I F 形式 (アニメーションは不可)

(広告の掲載料)

第 6 条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

画面左横タイプ (1 0 0 × 2 1 0 ピクセル) 1 枠当たり月額 1 2, 0 0 0 円 (税込)

画面下タイプ (9 0 × 3 0 0 ピクセル) 1 枠当たり月額 7, 0 0 0 円 (税込)

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの 1 か月を単位とし、最大 1 2 か月とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠に空きがある場合は、再掲載を妨げない。

3 広告の掲載期間中、県老連の都合によりホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じて、別表に定めるところにより掲載期間を延長する。

(広告の募集)

第 8 条 広告の募集は、県老連の発行する広報紙及びホームページで行うものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第 9 条 広告を掲載しようとする者 (以下「申込者」という。) は、県老連ホームページ広告掲載申請書 (別記第 1 号様式) に、会社案内、パンフレット等 (事業内容のわかるもの) を添付して、県老連会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申込みがあったときは、その諾否を速やかに決定し、県老連ホームページ広告掲載決定通知書 (別記第 2 号様式) により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 1 0 条 広告掲載の決定を受けた申込者 (以下「広告主」という。) は、県老連が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 1 1 条 広告原稿は、県老連が指定する方法により広告主の負担で作成 (簡易なものを除く。) し、県老連が指定する期日までに電磁的記録媒体等により提出するものとする。

(広告内容等の変更)

第 1 2 条 県老連会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告掲載の申込み後及び広告掲載期間中にリンク先のページ内容等を変更す

る場合には、県老連と事前に協議しなければならない。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 県老連会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主が不適當であると判断したとき。
- (4) 第12条の規定による広告内容の変更を広告主が行わなかったとき。

2 前項第2号から第4号の規定により広告の掲載を取り消した場合には、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは広告掲載料を返還する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、県老連会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年6月1日から施行する。

別表 (第7条第3項)

閉鎖した時間	延長する日数
6時間以上24時間以内	1日
24時間を超えたとき	閉鎖した時間を24時間で除して得た日数 + 1日

別記第1号様式（第9条第1項）

公益財団法人千葉県老人クラブ連合会
ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

公益財団法人千葉県老人クラブ連合会理事長 様

所在地

会社・団体名

代表者名

電話番号

E-mail

担当者名

公益財団法人千葉県老人クラブ連合会ホームページ広告掲載取扱要綱第9条の規定により、次のとおり広告の掲載を申し込みます。

掲載希望期間	年 月～ 年 月（ か月）
業 種	
広告の種類及び範囲の 適否（取扱要綱第2条）	適 否
バナー画像	<input type="checkbox"/> 申込者指定のもの (画像ファイルを nanohana@senior-chiba.or.jp あてに送信してください) <input type="checkbox"/> 県老連で作成ほしい ・表示「 _____ 」 ・文字列の色 _____ 色 背景色 _____ 色
リンク先アドレス	http://

注意

- 1 リンク先が中止、閉鎖等する場合、申込内容に変更が生じた場合には、必ず連絡してください。
- 2 申込者の都合により途中で掲載を中止した場合、料金は返還しません。

第2号様式（第9条第2項）

公益財団法人千葉県老人クラブ連合会
ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人千葉県老人クラブ連合会理事長

年 月 日付けで申込みのありました公益財団法人千葉県老人クラブ連合会
ホームページ広告掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 掲載します

(1) 掲載期間 年 月 日～ 年 月 (か月)

(2) 掲載料金 円× か月＝ 円

※掲載料については、年 月 日までに指定の口座にお振り込みください。

2 掲載しません

理由

会報「なのはなシニア千葉」の協賛広告掲載について

270701

なのはなシニア千葉

公益財団法人千葉県老人クラブ連合会

〒260-0026

千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター内

Tel043-242-4904 Fax043-242-4946

E-mail:nanohana@senior-chiba.or.jp

- 1 発行回数・発行月日 年間2回 7月1日、1月15日
- 2 発行予定部数 総計114,000部
- 3 協賛広告料（1版）
 - ① 表1枠（カラー）1回分 31,500円
 - ② 裏1枠（カラー）1回分 26,250円
 - ③ 中1枠（カラー）1回分 21,000円
- 4 広告枠規格
 1枠 縦4.3センチメートル 横4.9センチメートル
- 5 配布エリア区域 総会員数117,065人
 - A版 [対象会員数51,337人]
 市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、
 習志野市
 - B版 [対象会員数47,281人]
 八千代市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、
 酒々井町、栄町、香取市、神崎町、多古町、東庄町、銚子市、旭市、匝瑳市、
 東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
 - C版 [対象会員数18,447人]
 市原市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、茂原市、一宮町、睦沢町、
 長生村、白子町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、
 館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町

 （千葉市内企業等の広告掲載は行おうが政令市のため会報配布は行わない）

6 制作協力会社 株式会社千葉データセンター 株式会社博報社